

第75期 定時株主総会 招集ご通知

自2024年4月1日 至2025年3月31日

日時

2025年6月24日（火曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都文京区後楽二丁目2番8号

当社本店 11階会議室

議決権行使期限

株主総会当日にご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙またはインターネットにより、

2025年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

■ 第75期定時株主総会招集ご通知 1

■ 株主総会参考書類 5

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

■ 事業報告 17

■ 連結計算書類等 49

■ 計算書類等 54



五洋建設株式会社

証券コード：1893

証券コード1893
2025年6月2日
(電子提供措置の開始日 2025年5月28日)

株主各位

東京都文京区後楽二丁目2番8号
五洋建設株式会社
代表取締役社長 清水琢三

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第75期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.penta-ocean.co.jp>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（五洋建設）または証券コード（1893）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（または電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類）をご検討いただき、2025年6月23日（月曜日）午後5時までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時** 2025年6月24日（火曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
- 2. 場 所** 東京都文京区後楽二丁目2番8号 当社本店 11階会議室
(末尾の「総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3. 株主総会の目的事項**
報告事項 1. 第75期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）計算書類報告の件
決議事項 **第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会への出席による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

書面(議決権行使書用紙)による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、
2025年6月23日(月曜日)午後5時までに
到着するようご返送ください。
なお、各議案につきまして賛否のご表示がない場合は、
賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権の行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)
にアクセスしていただき、
2025年6月23日(月曜日)午後5時までに
議案に対する賛否をご入力ください。

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** (以下) までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (年末年始を除く 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ

当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。行使内容を修正したい場合は、お手数ですが下記2.に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。

2. ID・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 行使期限は2025年6月23日（月曜日）午後5時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
 - (2) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを行き渡りとします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
 - (3) インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
 - (4) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。
- （注）「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「スマート行使」について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、「議決権行使コード」と「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権行使できます。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来に備えた経営基盤の強化及び技術開発や設備投資等の成長への投資により収益力の向上、企業価値の増大を図るとともに、株主の皆様に対しての継続的かつ安定的な配当、自己株式の取得による株主還元の充実及び資本効率の向上を図ることを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、当期の業績、自己資本の充実および今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 12円

総額 3,392,832,588円

これにより、当期における配当金は、中間配当金12円を含め、1株につき年24円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、現在の取締役10名全員が任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りです。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位及び役位	当事業年度 取締役会 出席状況
1 再任	清水 琢三 しみず たくぞう	代表取締役社長 兼 執行役員社長	100% (21回／21回)
2 再任	植田 和哉 うえだ かずや	代表取締役 兼 執行役員副社長	100% (21回／21回)
3 再任	山下 朋之 やましたともゆき	代表取締役 兼 執行役員副社長	100% (21回／21回)
4 再任	野口 哲史 のぐち てつし	取締役 兼 専務執行役員	100% (21回／21回)
5 再任	渡部 浩 わたなべひろし	取締役 兼 専務執行役員	100% (21回／21回)
6 再任	日高 修 ひだか おさむ	取締役 兼 常務執行役員	100% (21回／21回)
7 再任	中野 北斗 なかの ほくと	社外取締役候補者 独立役員候補者	100% (21回／21回)
8 再任 女性	関口 美奈 せきぐちみな	社外取締役候補者 独立役員候補者	100% (21回／21回)
9 再任	林田 博 はやしだ ひろし	社外取締役候補者 独立役員候補者	100% (16回／16回)
10 新任 女性	菊池 亜紀子 さくちあさこ	社外取締役候補者 独立役員候補者	—

候補者番号

1

し　みず　たく　ぞう
清水　琢三　(1958年6月8日生)

再任



■当事業年度の取締役会への出席状況
100% (21回／21回)

■所有する当社株式数
88,200株

■略歴、地位及び担当の状況

1983年 4月	当社入社	2014年 4月	当社代表取締役 兼 執行役員副社長
2009年 4月	当社執行役員 名古屋支店長	2014年 6月	当社代表取締役社長 兼 執行役員社長 (現在に至る)
2012年 4月	当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長	2016年 5月	一般社団法人日本埋立浚渫協会会长 (現在に至る)
2012年 6月	当社取締役 兼 常務執行役員 同 上	2024年 6月	一般社団法人海洋産業研究・振興協会会长 (現在に至る)
2013年 4月	当社取締役 兼 専務執行役員 同 上		

■重要な兼職の状況

一般社団法人日本埋立浚渫協会 会長
一般社団法人海洋産業研究・振興協会 会長

■取締役候補者とした理由

清水琢三氏は、当社における土木事業、経営企画等に関する豊富な業務経験を有しております。2014年6月に社長就任以来、経営トップとして企業価値向上を目指した経営戦略を推進しており、引き続き豊富な職務経験や知見を経営に活かすことができると考えております。

候補者番号

2

うえ　だ　かず　や
植田　和哉　(1958年8月2日生)

再任



■当事業年度の取締役会への出席状況
100% (21回／21回)

■所有する当社株式数
45,100株

■略歴、地位及び担当の状況

1983年 4月	当社入社	2014年 6月	当社取締役 兼 常務執行役員
2011年 4月	当社執行役員 土木部門土木営業本部副本部長	同 上	当社取締役 兼 専務執行役員
2013年 4月	当社常務執行役員 同 上	2015年 4月	当社代表取締役 兼 執行役員副社長
2014年 4月	当社常務執行役員 土木部門土木営業本部長	2017年 4月	土木部門担当 兼 土木部門土木営業本部長 (現在に至る)

■取締役候補者とした理由

植田和哉氏は、当社における土木事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号

3

やま した
とも ゆき
山下 朋之 (1962年12月4日生)

再任



- 当事業年度の取締役会への出席状況
100% (21回／21回)
- 所有する当社株式数
39,200株

■ 略歴、地位及び担当の状況

1986年 4月	当社入社	2019年 4月	当社取締役 兼 常務執行役員
2017年 4月	当社執行役員 経営管理本部人事部長 兼 総務部長	同 上	同 上
2018年 4月	当社執行役員 経営管理本部長 兼 総務部長 兼 CSR推進室長	2021年 4月	当社取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部長 兼 CSR推進室長
2018年 6月	当社取締役 兼 執行役員 同 上	2022年 7月	当社取締役 兼 専務執行役員 経営管理本部長
		2024年 4月	当社代表取締役 兼 執行役員副社長 同 上 (現在に至る)

■ 取締役候補者とした理由

山下朋之氏は、当社における人事、総務等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号

4

の ぐち
てつ し
野口 哲史 (1960年9月11日生)

再任



- 当事業年度の取締役会への出席状況
100% (21回／21回)
- 所有する当社株式数
42,800株

■ 略歴、地位及び担当の状況

1983年 4月	当社入社	2018年 4月	当社取締役 兼 専務執行役員
2012年 4月	当社執行役員 名古屋支店長	同 上	(現在に至る)
2014年 4月	当社執行役員 土木部門土木本部副本部長		
2014年 6月	当社取締役 兼 執行役員 同 上		
2016年 4月	当社取締役 兼 常務執行役員 土木部門土木本部長		

■ 取締役候補者とした理由

野口哲史氏は、当社における土木事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号

5

わた なべ
渡部

ひろし
浩 (1960年3月16日生)

再任



■当事業年度の取締役会への出席状況
100% (21回／21回)

■所有する当社株式数
38,100株

■略歴、地位及び担当の状況

1984年4月 当社入社
2015年4月 当社執行役員
建築部門建築営業本部副本部長
2017年4月 当社常務執行役員
建築部門建築営業本部長
2017年6月 当社取締役 兼 常務執行役員
同 上

2019年4月 当社取締役 兼 専務執行役員
同 上 (現在に至る)

■取締役候補者とした理由

渡部浩氏は、当社における建築事業等に関する豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号

6

ひ だか
日高

おさむ
修 (1964年9月21日生)

再任



■当事業年度の取締役会への出席状況
100% (21回／21回)

■所有する当社株式数
9,000株

■略歴、地位及び担当の状況

1988年4月 当社入社
2017年4月 当社国際部門国際土木本部副本部長
2020年4月 当社執行役員
国際部門国際土木本部長
2022年6月 当社取締役 兼 執行役員
同 上

2023年4月 当社取締役 兼 常務執行役員
同 上 (現在に至る)

■重要な兼職の状況

Koh Brothers Eco Engineering社 取締役
(シンガポール証券取引所カタリスト市場に上場、当社の持分法適用関連会社)

■取締役候補者とした理由

日高修氏は、当社における海外事業に関して、30年間におよぶ海外勤務を通して豊富な業務経験を有しております。引き続きその幅広い職務経験や知見を取締役として経営に活かすことができると考えております。

候補者番号

7

なか の
中野 北斗 (1959年12月22日生)

再任 社外 独立



- 当事業年度の取締役会への出席状況 100% (21回／21回)
- 所有する当社株式数 3,100株
- 取締役在任年数 (本総会終結時) 4年

■ 略歴、地位及び担当の状況

1983年 4月	株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行	2016年 4月	みずほ証券株式会社 常務執行役員
2010年 4月	株式会社みずほコーポレート銀行（現 株式会社みずほ銀行）執行役員 国際為替部長	2018年 3月	グローバルマーケット部門副部門長
2015年10月	株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員 東アジア地域ユニット長	2020年 3月	株式会社アシックス 取締役
		2021年 3月	同社 常務執行役員
		2021年 6月	新日本電工株式会社 社外取締役
		2024年 3月	当社社外取締役（現在に至る）
			新日本電工株式会社 社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

新日本電工株式会社 社外取締役（監査等委員）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中野北斗氏は、みずほ証券株式会社および株式会社アシックスにおける企業経営に関する豊富な経験と知識を有しております。これまでの豊富な経験と知見に立脚して、当社の重要事項の決定と業務執行の監督等への貢献が期待できることから社外取締役候補者としました。

■ 社外取締役候補者に関する特記事項

同氏は、当社の主要借入先である株式会社みずほ銀行およびその親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループに2016年3月まで在籍しておられましたが、退任後9年以上経過しており、当社の定める独立性判断基準を満たしております。また、当社は、同氏が2021年6月まで在籍されていた株式会社アシックスとの間で取引はございません。以上のことから、独立性に影響はないものと判断しております。

候補者番号

8

せき ぐち みな 関口 美奈 (1963年8月15日生)

再任 社外 独立 女性



- 当事業年度の取締役会への出席状況 100% (21回／21回)
- 所有する当社株式数 0株
- 取締役在任年数 (本総会終結時) 3年

■ 略歴、地位及び担当の状況

1993年 4月	アーサー・アンダーセン・ダラス事務所入所	2013年 7月	KPMG Asia Pacific Region エネルギーセクター統括責任者
1996年 9月	朝日監査法人（アーサー・アンダーセン日本法人、現有限責任あづさ監査法人）に転籍	2020年 9月	KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパン 気候変動リスクと脱炭素化アドバイザリーサービス統括責任者
2006年 7月	株式会社KPMG FAS（あづさ監査法人 M&Aサービス専門子会社）に転籍	2022年 6月	当社社外取締役（現在に至る）
2012年 7月	有限責任あづさ監査法人 マネージング・ディレクター KPMG Japan エネルギー・インフラストラクチャーセクター統括責任者	2022年 9月	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 非常勤監事（現在に至る）
		2023年 6月	YKK AP株式会社 社外監査役（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 非常勤監事

YKK AP株式会社 社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

関口美奈氏は、有限責任あづさ監査法人およびKPMG Japanにおいて、エネルギー分野、気候変動問題・カーボンニュートラル等、サステナビリティやESGに関する豊富な経験と知識を有しております。これまでの豊富な経験と知見に立脚して、当社の重要事項の決定と業務執行の監督等への貢献が期待できることから社外取締役候補者としました。

候補者番号

9

はやし だ
林田ひろし
博

(1952年7月29日生)

再任

社外

独立



■ 略歴、地位及び担当の状況

1978年 4月	運輸省（現 国土交通省）入省
2009年 7月	国土交通省 港湾局長
2011年 9月	同省 大臣官房技術総括審議官
2013年 1月	国土交通省退職
2014年 9月	新日鐵住金株式会社（現 日本製鉄株式会社）顧問
2015年 4月	新日鐵住金エンジニアリング株式会社（現 日鉄エンジニアリング株式会社）顧問

2018年 5月	日本港湾空港建設協会連合会 会長 （～2023年7月）
2020年 6月	一般財団法人港湾空港総合技術センター 理事長（～2023年6月）
2024年 6月	当社社外取締役（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

林田博氏は、港湾局長を務めるなど組織トップとしての経験が豊富であり、建設産業及び港湾建設技術に関する高い見識と専門知識を有しております。これまでの豊富な経験と知見に立脚して、当社の重要事項の決定と業務執行の監督等への貢献が期待できることから社外取締役候補者としました。

- 当事業年度の取締役会への出席状況
100% (16回／16回)
- 所有する当社株式数
0株
- 取締役在任年数
(本総会終結時) 1年

候補者番号

10

きく ち あ き こ
菊池亞紀子

(1969年1月21日生)

新任

社外

独立

女性



■ 略歴、地位及び担当の状況

1997年 9月	英國シモンズ＆シモンズ法律事務所（香港）入所
1997年10月	英國法弁護士資格登録
1998年 3月	香港法弁護士資格登録
2000年 9月	GE東芝シリコーン株式会社（現 モメンティップ・パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン合同会社）ジェネラルカウンセル
2002年 9月	英國シモンズ＆シモンズ法律事務所（ロンドン）入所
2003年11月	米国スクワイア・サンダース＆デンプシー法律事務所（現 スクワイヤ外国法共同法律事務所）入所

2005年10月	ペリングポイント株式会社（現PwCコンサルティング合同会社）マネージングディレクター、ジェネラルカウンセル
2014年 1月	バイエル ホールディング株式会社 常務執行役員 法務・特許・コンプライアンス本部長
2024年 9月	ノボノルディスクファーマ株式会社 取締役 法務・コンプライアンス本部長（現在に至る）

- 所有する当社株式数
0株

■ 重要な兼職の状況

ノボノルディスクファーマ株式会社 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

菊池亞紀子氏は、英國法弁護士および香港法弁護士であり、英國および米国の法律事務所において、またバイエル ホールディング株式会社およびノボノルディスクファーマ株式会社の役員として、法務・コンプライアンス、ガバナンスに関する豊富な経験と知識を有しております。これまでの豊富な経験と知見に立脚して、当社の重要事項の決定と業務執行の監督等への貢献が期待できることから社外取締役候補者としました。

-
- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中野北斗氏、関口美奈氏、林田博氏、菊池亜紀子氏は、いずれも会社法に定める社外取締役候補者であります。
- また、第2号議案をご承認いただいた場合には、当社は中野北斗氏、関口美奈氏、林田博氏、菊池亜紀子氏との間で、当社定款第30条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 中野北斗氏、関口美奈氏、林田博氏は証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、菊池亜紀子氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。各氏は証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしております。なお、当社が定めた社外役員の独立性判断基準は、16ページに記載の通りです。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用および各種費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。
- 候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、役員等賠償責任保険契約の内容の概要につきましては、35ページに記載の通りです。

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役稻富路生氏が任期満了となり、監査役竹林久氏が辞任します。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りです。

候補者番号

1

きた はし
北橋 俊次 (1959年4月7日生)

新任



■ 略歴及び地位の状況

1983年4月	当社入社	2023年4月	当社経営管理本部 シニアエキスパート副本部長
2009年4月	当社経営管理本部 経理部長	2025年4月	当社経営管理本部 シニアエキスパート専門副本部長 (現在に至る)
2013年4月	当社経営管理本部副本部長 兼 経理部長		
2016年4月	当社執行役員 経営管理本部 経理部長		
2020年4月	当社常務執行役員 同上		

■ 監査役候補者とした理由

- 所有する当社株式数
22,700株

北橋俊次氏は、当社における会計・税務等経理に関する豊富な業務経験を有しております。その幅広い職務経験や知見を当社の監査業務に活かすことができると考えております。

候補者番号

2

かた おか
片岡ま き
麻紀

(1958年7月4日生)

新任

社外

独立

女性



■ 所有する当社株式数
0株

■ 略歴及び地位の状況

1982 年 4 月	英和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所	2018 年 10 月	ソニー株式会社 (現 ソニーグループ株式会社) HQ総務部 地域渉外・行政グループ 渉外アドバイザー
1987 年 5 月	公認会計士登録	2020 年 6 月	株式会社芝浦電子 監査役 (現在に至る)
1989 年 8 月	株式会社三和総合研究所 (現 三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社) 入社	2023 年 3 月	楽天グループ株式会社 監査役 (現在に至る)
1994 年 4 月	警視庁入庁	2023 年 11 月	片岡公認会計士事務所 所長 (現在に至る)
2009 年 3 月	警視庁 管理官		
2014 年 3 月	警察大学校 教授		
2017 年 8 月	警視庁 理事官		
2018 年 9 月	警視庁退職		

■ 重要な兼職の状況

株式会社芝浦電子 監査役
楽天グループ株式会社 監査役
片岡公認会計士事務所 所長

■ 社外監査役候補者とした理由

片岡麻紀氏は、公認会計士であり、有限責任あずさ監査法人および警視庁において、財務・会計・内部統制に関する専門的な知識と幅広い見識を有しております。また他社の社外監査役を務めておられます。それらに基づく客観的な視点から、当社の監査体制強化への貢献が期待できると考えております。

(注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

2. 片岡麻紀氏は、会社法に定める社外監査役候補者であります。

また、第3号議案をご承認いただいた場合には、当社は片岡麻紀氏との間で、当社定款第41条第2項に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

3. 片岡麻紀氏は、証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしており、当社は同氏を独立役員として当社が上場する金融商品取引所に届け出ております。

なお、当社が定めた社外役員の独立性判断基準は、16ページに記載のとおりです。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用および各種費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。

候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、役員等賠償責任保険契約の内容の概要につきましては、35ページに記載の通りです。

以上

取締役および監査役のスキルマトリックス

		取締役・監査役が有している専門性・経験						
	氏名	企業経営	技術／IT	営業／事業戦略	財務／会計	法務／リスクマネジメント	CSR／サステナビリティ	グローバル
取締役	清水 琢三	●	●	●			●	
	植田 和哉	●	●	●				
	山下 朋之	●			●	●	●	●
	野口 哲史		●	●				
	渡部 浩		●	●				●
	日高 修		●	●				●
	中野 北斗	●		●	●			●
	関口 美奈	●		●	●		●	●
	林田 博	●	●					●
	菊池亜紀子	●				●	●	●
監査役	北橋 俊次				●	●		
	米澤 伸明	●		●	●			
	古賀 直人	●			●			
	片岡 麻紀				●	●	●	●

※CSR／サステナビリティ：ESG、IR／広報、DE&I、人権尊重、地球規模の環境問題等を含む

(該当の基準)

企業経営	代表取締役、他企業の取締役、監査法人・財団法人等の理事長・理事等の経験者
技術／IT	建設技術やIT等の専門知識を有する者／担当執行役員・部長等の経験者
営業／事業戦略	営業・事業戦略の担当役員・部長等の経験者
財務／会計	財務・会計の専門知識を有する者／担当執行役員・部長等の経験者
法務／リスクマネジメント	法務・リスクマネジメントの専門知識を有する者／担当執行役員・部長等の経験者
CSR／サステナビリティ	CSR・サステナビリティの専門知識を有する者／担当執行役員・部長等の経験者
グローバル	グローバルビジネスの専門知識を有する者／担当執行役員・部長等の経験者／海外勤務経験者

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社における独立社外取締役及び独立社外監査役（以下、「社外役員」という。）とは、以下のいずれにも該当しない者をいう。

- ① 当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者^{*1}又は業務執行者であった者
- ② 現在又は過去5年間において、当社の主要株主^{*2}又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ③ 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ④ 現在又は過去3事業年度のいずれかにおいて、当社グループを主要な取引先^{*3}とする者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
- ⑤ 現在又は過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な取引先^{*4}又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者
- ⑥ 当社グループから多額^{*5}の寄附を受けている組織の業務執行者
- ⑦ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない。）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ⑧ 現在又は過去3年間において、当社の大口債権者等^{*6}又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、業務執行者
- ⑨ 当社の会計監査人である監査法人の社員、パートナー又は従業員である者
- ⑩ 当社グループから多額^{*5}の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
- ⑪ 上記①～⑩に該当する者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族
- ⑫ その他、当社の一般株主全体との間で上記各項で考慮されている事由以外の事情で恒常に実質的な利益相反が生じるおそれのある人物
- ⑬ 当社において、社外役員の地位の通算在任期間が8年間を超す者

*1 法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人又は他の使用人

*2 議決権所有割合10%以上の株主

*3 その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者

*4 当社グループに対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者

*5 過去3事業年度平均年間1000万円以上

*6 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者

(2015年11月11日制定)

事業報告

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢の改善や継続的な賃上げ等による所得環境の緩やかな改善に伴う個人消費の回復に加え、好調な企業業績を背景とした堅調な設備投資やインバウンド需要の増加などにより、緩やかな景気の回復基調が続きました。一方で、ウクライナ情勢や中東情勢等の地政学的リスクとそれによる原材料・エネルギー価格の高止まりに加え、時間外労働の上限規制による物流コストの増加や人手不足による供給制約等による物価上昇、金融資本市場の変動等もあり、先行き不透明な状況が続いています。

建設業を取り巻く環境は、国内では政府による2023年度補正予算と2024年度当初予算が切れ目なく執行され、防災・減災、国土強靭化5か年加速化対策に加え、防衛関係のインフラ整備等による堅調な公共投資が継続しました。また、経済安全保障やカーボンニュートラル推進の観点からの民間設備投資の増加により、建設投資は官民ともに堅調に推移しました。一方で、建設資材価格の高止まりに加え、建設需要

が集中する地域において協力会社の労務逼迫が生じています。また、海外においても、当社の主要市場であるシンガポール、香港及び東南アジアの建設投資は堅調でしたが、国内同様、建設資材価格の高止まりや労務費の上昇が続きました。

このような事業環境の下、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高7,275億円（前連結会計年度比17.8%増）、営業利益217億円（同25.6%減）、経常利益188億円（同30.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益125億円（同30.3%減）となりました。

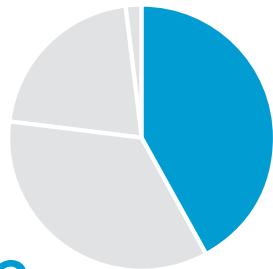
【事業セグメント別概況】

国内土木

42.2%

売上高 3,073 億円

営業利益 278 億円



大型港湾工事を含む手持工事が順調に進捗したことにより、売上高は3,073億円（前連結会計年度比15.3%増）と大幅に増加しました。セグメント利益は売上高の増加に伴い前年同期並みの278億円（同0.2%減）となりました。

当社個別の受注高につきましては、前事業年度より407億円減少し、2,330億円（同14.9%減）となりました。これは前事業年度に大型工事の受注や手持ち大型工事の追加工事等の受注があったことによる影響です。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

(注) 左の円グラフは、各事業セグメント売上高の全事業セグメント売上高合計に対する割合を示しております。

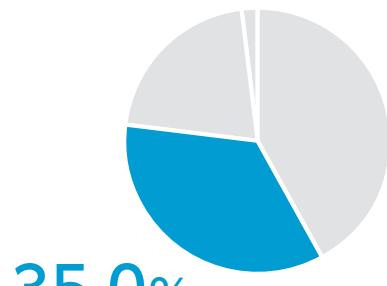
○主な受注工事

発注者	工事名称
株式会社ジェイウインド上ノ国	上ノ国第三風力発電所新設工事 風力発電機据付他工事
ヒューリック株式会社	(仮称) 成田物流開発計画 土木造成工事
東北防衛局	海自大湊(6) 浚渫工事(その1)

○主な完成工事

発注者	工事名称
中部地方整備局	平成30年度三遠南信小嵐トンネル本坑工事
西日本高速道路株式会社	新名神高速道路 高槻高架橋西(下部工)工事
近畿地方整備局	淀川大堰閘門閘室他整備工事

国内建築



売上高 **2,545** 億円

営業利益 **90** 億円

大型工事を含む手持工事が順調に進捗したことにより、売上高は2,545億円（前連結会計年度比34.5%増）、セグメント利益は売上高の増加に加え工事採算の改善により90億円（同85.4%増）と、いずれも大幅に増加しました。

当社個別の受注高につきましては、データセンターや防衛施設等の大型工事を受注したことにより、前事業年度より653億円増加し3,159億円（同26.1%増）と大幅に増加しました。

主な受注工事、完工工事は次の通りです。

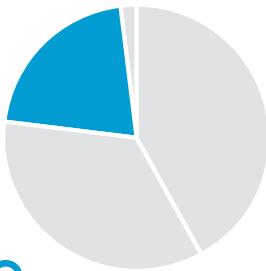
○主な受注工事

発注者	工事名称
南関東防衛局	武山（6補）教育施設等整備工事 (その1、その2、その3)
北海道防衛局	千歳試験場（6）試験棟等新設建築その他工事
朝霞和光資源循環組合	朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設 整備・運営事業建設工事

○主な完工工事

発注者	工事名称
野村不動産株式会社 株式会社IHI	(仮称) Landport横浜杉田新築工事
北九州市	新日明工場整備運営事業の内、解体・建設工事
合同会社LOGI FLAG8号	LOGI FLAG COLD 大阪茨木Ⅰ新築プロジェクト

海外



20.9%

売上高 1,518 億円

営業損失 156 億円

売上高は1,518億円（前連結会計年度比0.8%増）となり、セグメント損失は156億円（前連結会計年度は42億円のセグメント損失）となりました。これは、シンガポールの大型土木工事及び香港の土木工事において追加の工事損失を計上したことによるものです。

当社個別の受注高につきましては、シンガポールで大型建築工事及びバングラデシュで大型港湾工事を受注したことにより、前事業年度より501億円増加し、1,181億円（同73.7%増）となりました。

主な受注工事、完成工事は次の通りです。

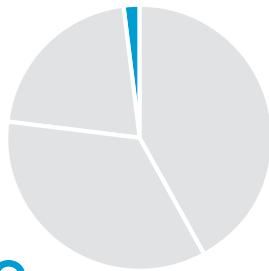
○主な受注工事

発注者	工事名称
バングラデシュ政府	マタバリ港開発事業（第一期）パッケージ1港湾建設土木工事
シンガポール民間航空庁	航空交通管制センター増築工事

○主な完成工事

発注者	工事名称
住友商事株式会社 (バングラデシュ電力公社)	マタバリ火力発電所 港湾・敷地造成工事
香港特別行政区政府	カイタック開発4期土木工事

その他



1.9%

売上高 139 億円

営業利益 5 億円

国内開発事業、造船事業、環境関連事業、建設資材の販売及び機器リース等のその他につきましては、売上高は139億円（前連結会計年度比22.1%増）となり、セグメント利益は5億円（同18.0%減）となりました。

【当社グループの事業セグメント別売上高及び営業利益】

(単位：百万円)

事 業 区 分		売 上 高		営 業 利 益	
建設事業	国 内 土 木	307,282	15.3%	27,772	△0.2%
	国 内 建 築	254,549	34.5%	9,005	85.4%
	海 外	151,797	0.8%	△15,602	-%
そ の 他		13,862	22.1%	518	△18.0%
計		727,491	17.8%	21,692	△25.6%
調 整 額		—	—	4	74.3%
合 計		727,491	17.8%	21,697	△25.6%

(注) %表示は、対前期比増減率を表示しております。

【当社の受注高・売上高・繰越高】

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国 内 土 木	359,735	232,980	282,108	310,607
	国 内 建 築	382,579	315,866	249,976	448,469
	海 外	(361,277) 359,019	118,109	136,684	340,443
	計	(1,103,592) 1,101,333	666,956	668,769	1,099,520
そ の 他		—	299	299	—
合 計		(1,103,592) 1,101,333	667,255	669,068	1,099,520

(注) 前期繰越高の上段()内表示額は前期における次期繰越高を表し、下段表示額は当期において外國為替相場が変動したため、前期繰越高を修正したものです。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は50,245百万円で、主なものは、船舶、浚渫船、器具工具などの新設、改造及び更新によるものです。当社は、洋上風力建設に必要な作業船の建造を進めており、大型基礎施工船22,398百万円、自航式SEP船「Sea Challenger」13,294百万円、ケーブル敷設船5,900百万円で、それぞれの建造費の一部です。大型基礎施工船は2028年5月に、自航式SEP船「Sea Challenger」は2025年12月に、ケーブル敷設船は2028年2月にそれぞれ完成予定です。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、総額200億円のシンジケーション方式による長期コミットメントラインを設定しています。また、2025年3月、洋上風力建設に用いる大型基礎施工船の建造費用に関して、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構から、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）」に基づき280億円の融資を受けています。

なお、当連結会計年度に、新株発行による資金調達はありませんでした。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、堅調な成長を維持すると予想されるものの、ウクライナ情勢や中東情勢等の地政学的リスクに加え、米国のトランプ政権の関税政策をはじめ、西欧諸国の政治の不安定化による影響が注視される状況にあります。我が国においては、政府の総合経済対策に加えて、経済安全保障やCN推進の観点からの民間設備投資の増加、インバウンドの拡大等によって緩やかな景気回復が続く見通しです。

建設事業を取り巻く事業環境は、国内にあっては切れ目のない予算執行による堅調な公共投資と、民間では旺盛な物流やデータセンター、都市再開発に加え、経済安全保障の観点からサプライチェーン強靱化やCN推進に関する設備投資の増加が見込まれます。海外においても、当社の拠点であるシンガポールをはじめ、香港や東南アジアでは引き続き堅調な建設需要が見込まれます。燃料や建設資材価格の高騰及び供給制約、また地域や業種によっては技能者の確保等に課題がありますが、「サステナビリティの取組みは現場から」をスローガンに、協力会社や取引先と一緒にサステナブルな建設事業活動を推進し、技術に裏打ちされたターゲットを明確にした営業戦略とフロントローディングの取組みにより、事業量の拡大を利益の拡大に繋げてまいります。

中期経営計画（2023～25年度）の最終年度となる2025年度の連結業績につきましては、国内土木、国内建築、海外ともに手持ちの大型工事が進捗することから、売上高は7,270億円となる見通しです。利益面では、売上高の増加と工事採算の向上、また海外は2024年度で不採算工事が完成し、2025年度は営業利益が黒字転換することから、親会社株主に帰属する当期純利益は250億円と過去最高益を見込んでいます。

■中期経営計画（2023～25年度）

● 目指す姿（ビジョン）

サステナビリティ経営を実践する “**真のグローバル・ゼネラルコントラクター**”
～サステナブルな建設事業活動を通じて社会の持続的な発展に貢献する

● 目指す姿と基本戦略

1. 良質な社会インフラ・建築物を提供する企業

- 良質な社会インフラ・建築物の建設（サステナブルな建設）
- 技術に裏打ちされた競争力の強化、総合力の発揮
(フロントローディング、部門間連携、技術開発、外部連携)

2. 現場生産性向上を推進するDX先進企業

- DXの推進
- 設計・施工・管理の効率化
(BIM/CIM、デジタルツイン、自動自律化、AI活用)
- 現場書類のデータ化、情報共有の効率化
- 現場遠隔支援体制の拡充

3. 豊かな地球環境を創造するGX先進企業

- 建設事業活動のCN化
- 本業によるCN実現への貢献
(洋上風力建設、建物のZEB化)
- 豊かな環境の創造
(資源循環、ブルーカーボン)

4. 多様な人材が活躍するDE&I先進企業

- 多様な人材の確保・育成
- DE&Iの進化～女性、外国人の活躍推進
- 働き方改革の加速

5. サステナビリティ経営の実践

- サステナビリティ経営の推進
- 人間尊重～人権の尊重、労働安全衛生の確保
- 実効あるガバナンスの推進

●主要経営指標（2025年度）

過去最高益更新へ

【連結】	売上高	7,270 億円
	当期純利益	250 億円
	有利子負債残高	1,965 億円
	ROE	13.9 %
	総還元性向	78.5 %

●中期経営計画（2023～25年度）主要数値の実績と目標

	2023年度（実績）		2024年度（実績）		2025年度（計画）	
	個別	連結	個別	連結	個別	連結

【業績目標】

建設受注高	5,922億円		6,670億円		6,700億円	
売上高	5,659億円	6,177億円	6,691億円	7,275億円	6,805億円	7,270億円
営業利益	263億円	292億円	188億円	217億円	365億円	395億円
経常利益	279億円	272億円	174億円	188億円	330億円	360億円
当期純利益	168億円	179億円	108億円	125億円	230億円	250億円
1株当たり当期純利益	58.8円	62.7円	38.3円	44.1円	81.6円	88.7円

【財務目標（連結）】

有利子負債残高	1,103億円	1,665億円	1,965億円
D/Eレシオ(ネット)	0.3倍	0.6倍	0.7倍
自己資本利益率(ROE)	10.8%	7.2%	13.9%

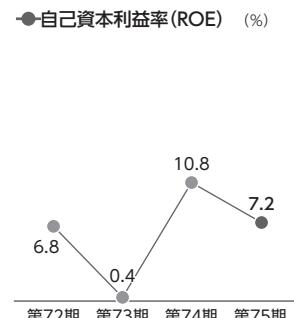
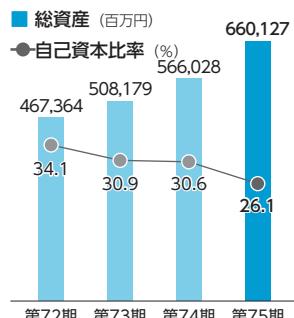
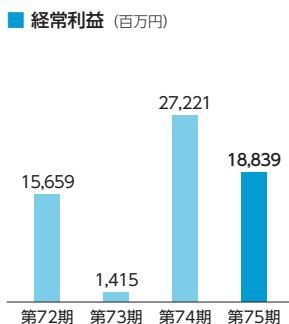
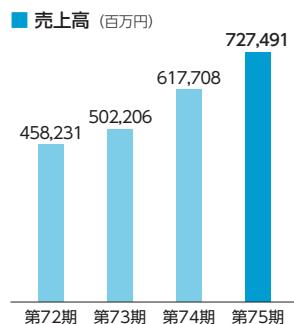
【株主還元】

配当性向	38.4%	54.5%	38.5%
総還元性向	49.6%	94.6%	78.5%

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の推移

区分		2021年度 第72期	2022年度 第73期	2023年度 第74期	2024年度 第75期
売上高	(百万円)	458,231	502,206	617,708	727,491
経常利益	(百万円)	15,659	1,415	27,221	18,839
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	10,753	684	17,875	12,460
1株当たり当期純利益	(円)	37.72	2.40	62.73	44.12
総資産	(百万円)	467,364	508,179	566,028	660,127
自己資本比率	(%)	34.1	30.9	30.6	26.1
自己資本利益率(ROE)	(%)	6.8	0.4	10.8	7.2
純資産	(百万円)	159,786	156,953	173,064	172,121



② 当社の財産及び損益の推移

区分		2021年度 第72期	2022年度 第73期	2023年度 第74期	2024年度 第75期
受注高	(百万円)	374,916	669,104	592,674	667,255
売上高	(百万円)	428,991	469,065	565,870	669,068
営業利益	(百万円)	13,324	2,783	26,336	18,795
経常利益	(百万円)	13,179	523	27,908	17,396
当期純利益	(百万円)	9,129	168	16,765	10,819
1株当たり当期純利益 ^{(注)1}	(円)	32.03	0.59	58.83	38.31
総資産	(百万円)	456,004	495,506	527,786	609,931
純資産	(百万円)	139,835	135,079	146,354	143,561
期末株価	(円)	613	632	776.9	711.2
工事代金回収率 ^{(注)2}	(%)	89.4	91.2	89.5	86.6

- (注) 1. 当社は、第68期より業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入し、当該信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。
 2. 算定式：(完工工事受入金 + 未成工事受入金) / (完工工事高 + 未成工事出来高)

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率	主要な事業内容
五栄土木株式会社	200	100%	土木・建築工事の施工及び建設用資機材の販売・リース
洋伸建設株式会社	66	100%	土木・建築工事の施工及び建設用資機材の販売・リース
ペントビルダーズ株式会社	100	100%	建築工事の施工及びビル管理業
警固屋船渠株式会社	100	100%	船舶の建造・修理及び販売等

当社グループは、当社と上記の重要な子会社4社を含む連結子会社31社、非連結子会社1社及び関連会社8社から構成されております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業名	事業内容
建設事業 <small>(国内土木 国内建築 海外)</small>	主な事業会社である当社は、建設業法による特定建設業者(特-3)第1150号として国土交通大臣の許可を受け、建設工事の企画、調査、設計、積算、監理、施工、コンサルティング等の事業を行っております。
その他	主な事業会社である当社は、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者(14)第1635号として国土交通大臣の免許を受け、不動産の売買、交換、賃貸借、仲介、管理、鑑定等の事業を行っております。主として子会社において、造船、環境関連事業、建設資材の販売及び機器リース等の事業を行っております。

(8) 主要な営業所など (2025年3月31日現在)

① 当社

本店：東京都文京区後楽二丁目2番8号

支店：札幌支店(札幌市)	東北支店(仙台市)
北陸支店(新潟市)	東京土木支店(東京都文京区)
東京建築支店(東京都文京区)	名古屋支店(名古屋市)
大阪支店(大阪市)	中国支店(広島市)
四国支店(松山市)	九州支店(福岡市)

技術研究所：栃木県那須塩原市

海外事業所：国際部門シンガポール本社	香港営業所	ベトナム営業所
インドネシア営業所	マレーシア営業所	タイ営業所
中東営業所	ミャンマー営業所	アフリカ営業所

② 重要な子会社

五栄土木株式会社	本店(東京都江東区)
洋伸建設株式会社	本店(広島市)
ペンタビルダーズ株式会社	本店(東京都文京区)
警固屋船渠株式会社	本店(吳市)

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分		従業員数(人)	前期末比増減(人)
建設事業	国 内 土 木	2,231 (104)	29 (0)
	国 内 建 築	1,217 (51)	32 (4)
	海 外	122 (1,590)	△18 (△112)
そ の 他		161 (16)	9 (△1)
全 社 (共 通)		157 (56)	12 (5)
合 計		3,888 (1,817)	64 (△104)

(注) 従業員は就業人数であり、海外の現地採用の従業員（1,588人）及び国内の臨時従業員（229人）は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数 (人)	前 期 末 比 増 減 (人)	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
3,335 (1,591)	61 (△104)	41.5才	16.9年

(注) 従業員は就業人数であり、海外の現地採用の従業員（1,379人）及び国内の臨時従業員（212人）は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しています。

(10) 企業集団の主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借入金額残高(百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	35,629
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	28,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	6,753
鹿 島 建 設 株 式 会 社	5,731

(注) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構からの借入金は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）に基づき認定された事業に対して実施される財政融資であり、洋上風力建設に用いる大型基礎施工船の建造費用として借り入れているものです。

鹿島建設株式会社からの借入金は、当社、鹿島建設株式会社、寄神建設株式会社による共同出資会社で当社グループの国内連結子会社であるPKYマリン株式会社が、SEP型多目的起重機船「CP-16001」の建造費用として借り入れているものです。

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 599,135,000株
 (2) 発行済株式の総数 282,736,049株 (自己株式 3,277,861株を除く)
 (3) 株主数 57,397名 (前期末比 9,838名増)
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	41,420	14.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	22,847	8.1
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	8,850	3.1
株式会社みずほ銀行	7,059	2.5
明治安田生命保険相互会社	5,990	2.1
ジュニパー	5,494	1.9
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505301	5,195	1.8
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	4,771	1.7
東京海上日動火災保険株式会社	4,763	1.7
ゴールドマン・サックス証券株式会社	4,280	1.5

(注) 持株比率は、自己株式 (3,277,861株) を控除して計算しております。なお、自己株式数には、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」にかかる信託口が保有する当社株式 (926,200株) を含んでおりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年6月27日開催の第67期定時株主総会の決議に基づき、取締役及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績及び株主価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。なお、2021年6月25日開催の第71期定時株主総会の決議により、2022年3月末日で終了する事業年度から、社外取締役は本制度の対象外となっています。

2024年4月1日時点における本制度にかかる信託口が所有する当社株式は945,400株でしたが、前事業年度末に退任した執行役員2名に対して19,200株を給付したことにより、2025年3月31日時点において本制度にかかる信託口が所有する当社株式は926,200株です。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

2025年3月31日における取締役及び監査役は次の通りです。

会社における地位	氏 名	役位・担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水 琢三	執行役員社長 一般社団法人日本埋立浚渫協会 会長 一般社団法人海洋産業研究・振興協会 会長
代表取締役	植田 和哉	執行役員副社長 土木部門担当 兼 土木部門土木営業本部長
代表取締役	山下朋之	執行役員副社長 経営管理本部長 兼 ICT推進室担当
取締役	野口 哲史	専務執行役員 土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当
取締役	渡部 浩	専務執行役員 建築部門建築営業本部長
取締役	日高 修	常務執行役員 国際部門国際土木本部長 Koh Brothers Eco Engineering社 取締役
取締役	高橋 秀法	株式会社バルカー 社外監査役
取締役	中野 北斗	新日本電工株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役	関口 美奈	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 非常勤監事 YKK AP株式会社 社外監査役
取締役	林田 博	
常勤監査役	稻富路生	
常勤監査役	竹林 久	
常勤監査役	米澤伸明	
常勤監査役	古賀直人	

- (注) 1. 取締役のうち、高橋秀法氏、中野北斗氏、関口美奈氏、林田博氏は、会社法に定める社外取締役です。また各氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立役員として届け出ています。
2. 監査役のうち、竹林久氏、米澤伸明氏、古賀直人氏は、会社法に定める社外監査役です。また各氏は、当社が上場する金融商品取引所の定める独立役員として届け出ています。
3. 監査役のうち、稻富路生氏は、当社内の経営管理本部長を務めるなどの経歴を有し、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次の通りです。
(1)取締役川嶋康宏氏、監査役倉石英明氏、監査役菅波慎氏は、2024年6月25日に任期満了により退任いたしました。
(2)2024年6月25日開催の第74期定時株主総会において、林田博氏が取締役に、米澤伸明氏、古賀直人氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。

当社は執行役員制度を導入しております。2025年3月31日における執行役員は次の通りです。

役 位	氏 名	担 当 ・ 役 職
※執行役員社長	清水 琢三	
※執行役員副社長	植田 和哉	土木部門担当 兼 土木部門土木営業本部長
執行役員副社長	田原 良二	建築部門建築本部長 兼 安全品質環境担当
※執行役員副社長	山下 朋之	経営管理本部長 兼 ICT推進室担当
執行役員副社長	川崎 茂信	土木部門担当
※専務執行役員	野口 哲史	土木部門土木本部長 兼 安全品質環境担当
※専務執行役員	渡部 浩	建築部門建築営業本部長
専務執行役員	大下 哲則	土木部門洋上風力事業本部長 兼 土木部門担当(営業) 兼 CN推進室長 兼 購買部担当
専務執行役員	藤原 豊満	建築部門担当(営業)
専務執行役員	山下 一志	国際部門担当 兼 UG M&E CEO
専務執行役員	水谷 誠	土木部門担当 兼 国際部門担当
専務執行役員	勢田 昌功	土木部門担当
常務執行役員	松山 章	南九州建設事業所長
常務執行役員	佐々木 肇	建築部門担当
常務執行役員	大津 義人	建築部門都市開発本部長
常務執行役員	中村 俊智	土木部門担当(土木企画・営業)
常務執行役員	中橋 雅人	建築部門担当(営業)
常務執行役員	山口 和彦	土木部門担当(環境)
常務執行役員	馬場 浩人	東京建築支店長
常務執行役員	河上 清和	土木部門担当(営業)
常務執行役員	近藤 敬士	東京土木支店長
※常務執行役員	日高 修	国際部門国際土木本部長
常務執行役員	小倉 征巳	九州支店長
常務執行役員	中村 武夫	土木部門担当
常務執行役員	伊原 成章	国際部門国際建築本部長
常務執行役員	谷川 純一	土木部門担当(営業)
常務執行役員	田口 智	中国支店長

役 位	氏 名	担 当 ・ 役 職
常務執行役員	梶 元 淳二	名古屋支店長
常務執行役員	生 島 俊 昭	大阪支店長
常務執行役員	古 村 一 朗	土木部門担当 (洋上風力)
執行役員	田 口 治 宏	国際部門担当 兼 香港営業所担当
執行役員	福 島 伸一郎	土木部門担当
執行役員	神 林 一 隆	建築部門担当 (建築設計)
執行役員	水 流 正 人	技術研究所長 兼 環境研究所長
執行役員	清 水 偉 章	安全品質環境本部長
執行役員	小 崎 正 弘	土木部門土木M&E本部長 兼 土木部門担当 (洋上風力)
執行役員	金 川 武 雄	建築部門都市開発本部事業開発部長 兼 建築部門担当 (営業)
執行役員	遠 藤 淳 一	経営管理本部担当 (経営企画) 兼 財務部長
執行役員	佐々木 智 子	CSR推進室長
執行役員	蓑 真 弘	建築部門担当 (営業) 兼 東京建築支店副支店長
執行役員	佐 藤 郁	土木部門担当 (洋上風力)
執行役員	松 本 英 翳	国際部門担当 (土木)
執行役員	住 田 佳津男	経営管理本部人事部長 兼 総合監査部担当
執行役員	中 川 裕一郎	経営管理本部法務部長 兼 土木部門洋上風力事業本部事業企画部長
執行役員	斎 藤 和 重	土木部門担当
執行役員	佐々木 広 輝	札幌支店長 兼 土木部門担当 (洋上風力)
執行役員	生 島 幸 治	東京建築支店副支店長
執行役員	山 本 岳	国際部門国際管理本部長
執行役員	川 俣 稔	東北支店長
執行役員	豊 田 泰 晴	四国支店長

(注) 1. ※は取締役兼務者です。

2. 当事業年度中の執行役員の異動は次の通りです。

(1)2024年4月1日に、山下朋之氏、川崎茂信氏が執行役員副社長に、藤原豊満氏、山下一志氏、水谷誠氏、勢田昌功氏が専務執行役員に、伊原成章氏、谷川純一氏、田口智氏、梶元淳二氏、生島俊昭氏、古村一朗氏が常務執行役員に、佐々木広輝氏、生島幸治氏、山本岳氏、川俣稔氏、豊田泰晴氏が執行役員に、それぞれ就任しました。

(2)2025年3月31日に、松山章氏、中橋雅人氏、小倉征巳氏が常務執行役員を、田口治宏氏、神林一隆氏が執行役員を、それぞれ退任しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき社外役員との間に社外役員の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用および各種費用の損害を当該保険により補填することとしております。

当該保険は、役員等がその職務の執行に伴い損害賠償の責任を負うことを過度に恐れることによりその職務の執行が委縮することが無いようにすることを目的としています。保険期間は1年間で、取締役会での決議を経て毎年4月に契約を更新しております。補償は、主に従業員に対する取締役としての監視監督義務の不履行または善管注意義務違反による株主代表訴訟、または第三者訴訟による損害賠償金、争訟費用および各種費用の損害などを対象としています。

当該保険契約の被保険者は、当社および当社グループの国内連結子会社の役員（取締役、監査役、執行役員、退任役員）と重要な使用人および社外派遣役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、当社グループの国内連結子会社とは、五栄土木(株)、洋伸建設(株)、ペントビルダーズ(株)、警固屋船渠(株)、ペントテクノサービス(株)、ジャイワット(株)、(株)サンドテクノ、domi環境(株)、三木バイオテック(株)、ペント保険サービス(株)、PKYマリン(株)、ジャパンオフショアマリン(株)の12社です。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

1) 取締役等の報酬制度の概要

取締役及び執行役員（以下、「取締役等」という。）の報酬は、①基本報酬（金銭による固定報酬）、②個人業績に連動する業績連動報酬（個人業績連動報酬）、③会社業績に連動する業績連動報酬（短期インセンティブ報酬）から成る金銭による業績連動報酬、及び④株式給付信託による業績連動型株式報酬（非金銭）で構成します。金銭による報酬額の水準は、外部専門機関による調査データを参考に、当社と時価総額が同規模の会社と同じ水準とします。

固定報酬（金銭）、業績連動報酬（金銭）及び業績連動報酬（非金銭）の割合は、それぞれ概ね65%、25%、10%とします。

取締役等の報酬の決定は、社外取締役全員と若干名の取締役により構成された人事委員会（委員長は社外取締役）に対して代表取締役が報酬案を諮問し、人事委員会での審議、検討結果を踏まえ取締役会で決定します。

社外取締役は、その職務に鑑み、個人別に設定される基本報酬（金銭による固定報酬）のみを支給し、業績連動報酬（金銭および非金銭）の対象外とします。

監査役の報酬は、固定の金銭報酬のみを支給します。

2) 取締役等の報酬制度の各報酬の決定方針

① 固定報酬（金銭）

執行役員の役位ごとに定めた基本報酬額に、取締役の責任の重さに見合った取締役加算報酬を加えた報酬額とします。

② 個人業績連動報酬（金銭）

個人が所属する部門あるいは支店の業績等の客観的指標に基づいた評価及び個人の定性的な評価により個人ごとの評価を決定し、固定報酬（金銭）の±10%の変動額を個人業績連動報酬とします。

客観的指標に基づく評価は、将来の売上高の指標となる建設事業の受注高の達成度、現状の収益の指標となる営業利益・営業利益率を各部門あるいは各支店の目標に対する実績の評価、また、工事代金回収率、建設事業における品質・安全への取組（表彰、生産性向上等の創意工夫による加点、事故・災害による減点、労働災害の度数率・強度率の目標達成度）や子会社の業績（営業利益）を加味し決定します。定性的評価は、取締役が各取締役等の個人業績を評価し決定します。

当事業年度を含む上記業績指標の推移は、事業報告1(5)②当社の財産及び損益の推移に記載の通りです。

③ 短期インセンティブ報酬（金銭）

役位ごとに定めた基準金額に、会社業績評価係数、営業利益係数、ROE係数、配当性向係数を乗じて算出される年次インセンティブ係数を乗じて評価します。年次インセンティブ係数は、2019年度の連結業績に基づく係数を基準に評価します。

会社業績評価係数は、個人業績連動報酬の評価と同じ方法で、会社業績に対する目標達成度等による客観評価、取締役各個人の定性評価の平均値、及び期末株価の期初からの変

動を日経平均ならびに同業主要会社の変動と比較して評価する株価評価に基づいて決定します。営業利益係数は、基準年度（2019年度）の連結営業利益額に対する当該年度の連結営業利益額の倍率で、ROE（自己資本利益率）係数は10%以上を1.0、5%未満を0とし、配当性向係数は配当性向30%以上を1.0、無配を0として評価します。ROE及び配当性向が中期経営計画の目標に合わせて設定された基準値を超えた時は1.0、またROEが5%以下や無配になった場合には0となり、短期インセンティブ報酬がゼロとなるよう設定しています。

④ 業績連動型株式報酬（非金銭）

株式給付信託による業績連動型株式報酬とします。役位ごとに定めたポイントに、②の個人業績連動報酬と同じ方法で、会社業績に対して評価した全社評価係数、個人の定性的な評価による個人評価係数、3年ごとに見直す基準株価に対する基準株価係数を乗じて、取締役等に付与するポイントを年度ごとに決定します。

以上の方針を、2021年5月11日開催の取締役会にて決議しております。

3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議

取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第71期定時株主総会において年額6億円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当社の取締役の員数は、当社定款第18条に15名以内と定められておりますが、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は3名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第71期定時株主総会において、業績連動型株式報酬（非金銭）の信託拠出額の上限を対象期間（3事業年度）で550百万円以内（うち取締役170百万円、社外取締役は対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。

監査役の金銭報酬の額は、1992年6月26日開催の第42期定時株主総会において、月額8百万円以内と決議されております。当社の監査役の員数は、当社定款第32条に5名以内と定められておりますが、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

4) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任

上記2)により算定した報酬額案を、代表取締役が取締役会の内部委員会である社外取締役全員と若干名の取締役により構成された社外取締役が過半の人事委員会に諮問し、人事委

員会が審議し代表取締役に答申した結果を踏まえ、取締役会で決議することとしていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

5) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		金銭報酬	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	425百万円 (56百万円)	403百万円 (56百万円)	21百万円 —	10名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	75百万円 (45百万円)	75百万円 (45百万円)	— —	4名 (3名)

(注) 株式報酬の総額は、第67期定時株主総会の決議により導入し、第71期定時株主総会の決議により改定した業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」に基づく当事業年度中の支給額及び役員株式給付引当金繰入額です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	兼職の状況
高橋秀法(社外取締役)	株式会社バルカー 社外監査役
中野北斗(社外取締役)	新日本電工株式会社 社外取締役(監査等委員)
閔口美奈(社外取締役)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 非常勤監事 YKK AP株式会社 社外監査役

(注) 上記社外取締役が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に、特別な関係はありません。

② 主な活動状況

氏名	主な活動状況
高橋秀法	当事業年度に開催した取締役会21回中21回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、当社の社外取締役として重要事項の決定と業務執行の監督等適切な役割を果たしました。また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員長として、取締役、執行役員等の指名、報酬案について審議し、意見等を適宜述べております。
中野北斗	当事業年度に開催した取締役会21回中21回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、当社の社外取締役として重要事項の決定と業務執行の監督等適切な役割を果たしました。また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員として、取締役、執行役員等の指名、報酬案について審議し、意見等を適宜述べております。
関口美奈	当事業年度に開催した取締役会21回中21回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、当社の社外取締役として重要事項の決定と業務執行の監督等適切な役割を果たしました。また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員として、取締役、執行役員等の指名、報酬案について審議し、意見等を適宜述べております。
林田博	当事業年度に開催した取締役会16回中16回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、当社の社外取締役として重要事項の決定と業務執行の監督等適切な役割を果たしました。また、同氏は当社の任意の諮問機関である人事委員会の委員として、取締役、執行役員等の指名、報酬案について審議し、意見等を適宜述べております。
竹林久	当事業年度に開催した取締役会21回中21回、監査役会13回中13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
米澤伸明	当事業年度に開催した取締役会16回中16回、監査役会9回中9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。
古賀直人	当事業年度に開催した取締役会16回中16回、監査役会9回中9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額

摘要	報酬等の額
①当社の当事業年度に係わる会計監査人の報酬等の額	122百万円
公認会計士法第2条第1項の業務に係わる報酬等の額	113百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係わる報酬等の額	9百万円
②当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	129百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの報告聴取や関連資料の入手を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額をそのまま記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、環境情報の保証業務等について、対価を支払っております。
4. 報酬等の額は、消費税等抜きの金額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を決定し、株主総会に提案いたします。

6 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他の業務の適正を確保するための体制

当社が、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針について取締役会において決議した事項は次の通りであります。

（内部統制システムに関する基本方針）

当社は、誠実で透明性の高い経営活動の推進が不可欠と考え、サステナビリティを重視した経営理念を策定している。その経営理念の実現を図るべく、取締役及び取締役会はリスク管理の徹底及び法令等の遵守、並びに業務の適正かつ効率的な遂行を確保するため、経営活動に関わるすべての行動について会社法に基づき、内部統制基本方針を策定し、これを実施する。（会社法第362条第4項第6号）

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役の業務執行について取締役会規則及び社内規則に則り、取締役会議事録、重要な会議の記録等情報の適切な保存及び管理を行う。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

① リスク管理規則、対策本部規程を定め、それに則りコンプライアンス、財務、情報、品質安全衛生環境、事業継続等に関するリスク管理体制を整備・運用し、損失の危険の管理を行う。また、必要に応じ研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

② リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメントの推進を図り、内部監査部門の監査等を通じて、リスク管理体制の継続的改善に取り組む。

③ リスクマネジメント委員会によるリスク管理体制の下、役職員はリスク発生時に迅速な情報伝達及び緊急時の対応を迅速・適切に行う。また、同委員会は適宜対策本部を設置し、損害の拡大等を防止し、これを最小限に止める活動を行う。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第1項第3号）

取締役による業務執行を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則、執行役員制度、執行役員規則及び決裁権限基準等社内規則を整備し、もって取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図る。

（4）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法第362条第4項第6号）

（会社法施行規則第100条第1項第4号）

① 取締役会は、取締役その他役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、サステナビリティ経営の「ビジョン」と「マテリアリティ」、「行動規範」からなる理念体系を定め、企業倫理を確立し、反社会的勢力排除も含め、コンプライアンスの徹底を図る。

② リスクマネジメント委員会は、コンプライアンスの基本方針またはガイドライ

- ンを策定し、会社全体のコンプライアンスの推進を図る。各業務執行部門は、同委員会の方針に従い、研修の実施等により、コンプライアンスの推進を図る。
- ③ 取締役会は、取締役及び使用人に、業務の執行状況を定期的且つ必要に応じて適宜報告させ、取締役及び使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。これにより、法令違反等を未然に防止すべく努めるとともに、万一、法令違反等が発生した場合には、違反者を厳正に処分するとともに、更に再発防止のための社内体制を整備し、運用する。
- ④ 内部監査部門は、社内規則に則り、内部監査を実施し、使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証し、その結果を取締役会に報告する。
- ⑤ コンプライアンスに関し、法令違反等の事実の通報を行わせる公益通報者保護法の趣旨を社内に周知・徹底するとともに企業不祥事を未然に防止するためコンプライアンス相談窓口を設置する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- ① 取締役会は、取締役会規則に則り、グループ会社の経営方針・経営計画その他経営に関する重要事項を決議し、当社を含めたグループ全体の業務の適正を確保するための体制を整備する。
- ② 取締役会は、金融商品取引法その他の法令・指針等に従い、当社及びグループ会社の財務報告の信頼性、有効性を確保するとともにグループ会社の損失の危険に関する規程及び体制を整備し、当該統制システムの評価を継続的に行う。
- ③ 取締役または執行役員は、関係会社管理規程に従い、グループ会社の取締役に対して業務執行における重要事項について報告を求めるとともに必要に応じて協議する。
- ④ グループ会社各社にリスクマネジメント委員会を設置し、研修等を通じてコンプライアンスの周知・徹底を図る。また、その業態に応じて規則の整備等を行う。
- ⑤ 内部監査部門は、取締役会において決議されたグループ会社の経営方針並びに関係会社管理規程に基づき、内部監査規則に則り、グループ会社の業務遂行状況及び管理等の適正さについて監査を行い、その結果を取締役会に報告する。
- (6) 監査役に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号～第7号)
- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
監査役または監査役会が求めた場合は、取締役、執行役員等の指揮命令に属さない使用者を選任する。
- 2) 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項
補助すべき使用者に関する人事異動等については、監査役または監査役会の事前承認を必要とする。
- 3) 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び使用者は、法令・定款に違反するおそれのある事項等企業経営に影響を及ぼす重要な事項について規則を整備し、これに則り監査役に報告する。
- ② 内部監査部門は、内部監査に関する

- 結果について監査役に報告する。
- 4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役及び監査役会は内部監査部門と隨時連絡、連携を行い、必要に応じ、その他関係部門に協力を求めることができる。
 - ② 監査役は業務の適正を確保するため重要な会議へ出席することができる。

(内部統制システムの運用状況の概要)

(1) 内部統制システム全般

当社は、当社及びグループ会社を含めたグループ全体の内部統制システム全般の整備・運用状況を、内部監査部門が監査し、継続的な改善と適正な業務の確認を行っています。取締役会は、第75期事業年度末の時点で、内部統制システムの整備・運用状況を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。

(2) コンプライアンス体制

当社は、教育実施計画を策定し計画的な教育の実施によりコンプライアンスの徹底を図っております。階層別、当社グループの全役職員を対象としたコンプライアンス研修や「行動規範」の浸透状況の確認を含めた教育の実施をしております。また、「コンプライアンス相談窓口」制度により社内外に相談窓口を設けており、当社、グループ会社及び協力会社が利用することで問題の早期発見と改善に努めています。

(3) リスク管理体制

リスクマネジメント委員会（当事業年度は11回実施）はリスクマネジメントの推進を行い、継続的な見直しによりリスク管

理体制を整備しております。リスクマネジメント委員会で報告されたリスクについて審議し、対応策等の実施を行いました。

また、大規模災害時の事業継続リスクに備えて、BCP防災訓練、津波避難訓練等を実施しております。

(4) グループ経営管理体制

当社の内部監査部門による監査等を実施し、グループ全体の業務の適正を確保しております。また、グループ経営会議を実施し、グループ会社の経営管理を行っております。

(5) 取締役の職務執行管理体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、原則月2回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議、取締役の職務執行の監督を行っております。なお、当事業年度におきましては、取締役会を21回開催しております。

(6) 監査役の職務執行管理体制

当社の監査役は監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき、グループ会社を含む営業拠点への往査等を実施しております。当事業年度において監査役会は13回開催しております。

また、監査役は取締役会及び重要な経営会議に出席しており、代表取締役とは定期的に面談を実施しました。

監査役は、内部監査部門から内部統制システムの整備・運用状況について定期的な報告を受けるとともに随時情報交換を行い、監査の実効性を高めました。

監査役は、会計監査人との定期的会合等を通じて内部統制システムの整備・運用状況に関する会計監査人の意見等について把握し、必要に応じて報告を求めました。

7 株式会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は以下の通りです。

(当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があつた場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件並びに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

(基本方針の実現に資する取組み)

当社グループは、多数の株主、投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の諸施策を実施しており、これらの取組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。

(1) 「中期経営計画」等による企業価値向上への取組み

当社グループは、「良質な社会インフラ・建築物の建設こそが最大の社会貢献」と考え、安全、環境への配慮と技術に裏打ちされた確かな品質の提供を通じて、株主、顧客、取引先、従業員のみならず、地域社会にとって魅力のある企業として持続的に発展することを目指しています。このような意識を役職員で共有するためサステナビリティを重視した「経営理念」、サステナビリティ経営の「ビジョン」と「マテリアリティ」、「行動規範」からなる理念体系を策定しております。

当社グループは、経営環境の変化に対応、あるいは先取りをしながら、この理念・ビジョンの実現を目指し、企業価値の向上を図る

ため、3カ年を期間とする中期経営計画を策定しております。この中期経営計画は、環境の変化を踏まえた経営方針を掲げ、実効性の高い施策を策定し、実行していくものです。毎期、計画の進捗状況を確認し、状況に応じて計画を見直すとともに、3カ年ごとに計画の達成状況を検証し、その評価を次の計画の策定に活かしております。当社グループは、このサイクルを継続していくことによって、環境の変化に柔軟に対応しながら、中長期的な企業価値の向上が実現できるものと考えております。

【ご参考】

現在当社グループが取り組んでいる「中期経営計画(2023～25年度)」の詳細につきましては、24～25ページをご覧ください。

(2) 「コーポレート・ガバナンスの強化」による企業価値向上の取組み

当社は、会社の永続的な成長・発展のため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と位置付け、基本的な考え方・運営指針となる「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しており、継続的に取締役会で見直しを行っております。本ガイドラインに則り、経営環境の変化に対応しながら、迅速かつ果断な意思決定ができる体制を構築し、さらなるコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

なお、「五洋建設コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社ウェブサイト(<https://www.penta-ocean.co.jp/>)に掲載しております。

1) コーポレート・ガバナンス体制

当社は、社外取締役、監査役会、会計監査人、内部監査部門が連携を図ることで経営に

対する監督・監査機能の強化を図っています。取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行の責任を明確にするため執行役員制度を導入し、社外取締役を委員長とする役員人事及び報酬の諮問機関である人事委員会を設置しています。取締役会は原則月2回の開催とし、経営方針、法律で定められた事項、その他会社規則で定めた重要事項について活発な討議の上、意思決定を行っております。取締役、執行役員の報酬は、その責任を明確にするため、業績と報酬が連動する役員業績評価制度を導入しております。また、性別・年齢・国籍等にかかわらず、多様な人材の確保を推進しています。

当社は監査役制度を採用しており、そのうち3名が社外監査役です。監査役は取締役会に常時出席しているほか、執行役員会議をはじめとした社内の重要会議にも積極的に参加しており、取締役の職務執行を充分に監視する体制を整えております。

社外取締役と社外監査役は、自主的に社外者ののみの意見交換会を開催し、独立した立場に基づく情報交換・認識共有を図っております。

こうしたコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、公正で透明性の高い経営を行ふことができると考えております。

2) 独立役員

当社は、社外役員7名全員について、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。これら独立役員については、取締役会などにおける業務執行に係る決定局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることが期待されます。

3) コンプライアンスへの取組み

コンプライアンスについては、内部統制システムの構築に当たりリスク管理体制を明確にするため、代表取締役社長を委員長とするCSR委員会の下にリスクマネジメント委員会を設置しています。法令遵守はもとより、社会的規範・倫理を尊重した公明正大な企業活動を確実に実践すべく取り組んでいます。役職員一人ひとりが、経営理念を実現し、事業活動を適正に遂行して社会的責任を果たしていく上で、社会の一員として遵守すべき行動規範を定め、浸透に努めています。違法又は不適切な行為の通報先に、社内窓口のほか経営陣から独立した弁護士による内部通報窓口を社外に設け、内部通報制度により伝えられた情報を適切に活用する体制を構築しています。

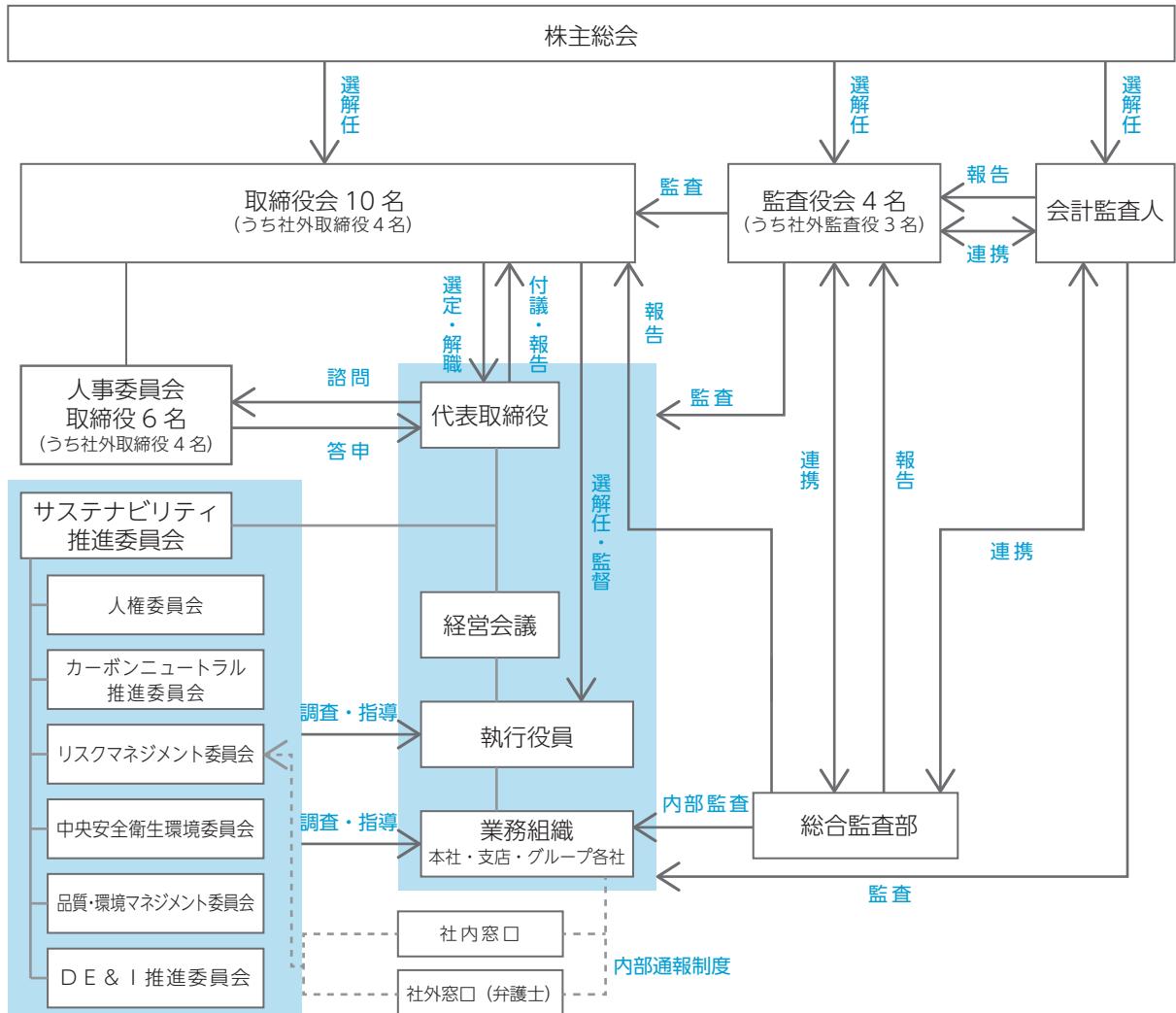
以上の取組みを通じて、当社グループは企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための具体的な取組み)

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、2007年6月28日開催の第57期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)」を導入いたしました。しかしながら、その後当社を取り巻く外部環境が変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に対する法制度の整備が行われたことから、株主の皆様並びに当社取締役会が適正な判断をするために必要な情報や時間を確保するという当買収防衛策の導入目的が一定程度担保される状況となりました。これを勘案し、当社は2013年5月13日開催の取締役会において、当買収防衛策の有効期限である2013年6月27日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって、当買収防衛策を継続しないことを決議いたしました。

今後当社は、当社株式の取引状況や株主の異動を引き続き注視し、万一当社株式の大量買付を企図する者が現れた場合は、金融商品取引法の定める手続きに則り、当該大量買付者に適切な情報開示を求めるとともに、当社の判断や意見も公表することで、株主の皆様が大規模買付行為に対し適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めてまいります。

(ご参考) コーポレートガバナンス体制図 (2025年4月1日現在)



8 株主還元、政策保有株式に関する方針

●株主還元

(1) 利益配分の基本方針

資本の充実ならびに設備投資などの成長投資を行うとともに、株主への継続的かつ安定的な配当に加え、自己株式取得による株主還元の充実及び資本効率の向上を図る

(2) 株主還元の目標

資本コストや株価を意識した経営実践のため、2025年度からの3年間を企業価値向上を促進する期間と位置づけ、積極的な株主還元を実施する

① 連結配当性向 35%以上（これまでの30%以上から引き上げ）

② 自己株式取得 約300億円（2025年度から3年間）

・毎年度、中間期（下期）と決算期（翌年度上期）にそれぞれ約50億円の自己株式取得を実施する予定（年間の連結還元性向40%）

・2028年度以降も、工事資金需要と洋上風力等への成長投資のニーズ等を勘案の上、自己株式取得を継続的に実施する

(3) 株主還元の実績と計画

	年間配当	自己株式取得	総還元性向
2023年度	24円(38.4%)	20億円(2024年度上期)	49.6%
2024年度	24円(54.5%)*	50億円(2025年度上期)	94.6%
2025年度 (計画)	34円(38.5%)	100億円(2025年度下期、2026年度上期)	78.5%

* 第75期定期株主総会での第1号議案承認可決が前提

●政策保有株式

・2026年3月期末で純資産比10%未満を目指す

・今後も保有先との取引関係を考慮しながらさらなる削減を継続する

(注) 注記がない限り、本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、記載金額を億円単位で表示している部分は、表示単位未満を四捨五入しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表
(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	660,127	(負債の部)	488,005
I 流動資産	484,031	I 流動負債	378,846
現 金 預 金	57,270	工 事 未 払 金 等	156,821
受取手形・完成工事未収入金等	360,808	短 期 借 入 金	57,011
未 成 工 事 支 出 金 等	21,362	コ マ シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	9,961
棚 卸 不 動 产	439	1 年 内 償 返 予 定 の 社 債	10,000
未 収 入 金	36,445	未 払 法 人 税 等	2,783
そ の 他	8,148	未 成 工 事 受 入 金	30,388
貸 倒 引 当 金	△443	預 り 金	81,519
II 固定資産	176,096	完 成 工 事 補 償 引 当 金	1,252
(1) 有形固定資産	137,311	賞 与 引 当 金	3,324
建 物 ・ 構 築 物	13,414	工 事 損 失 引 当 金	6,191
機 械、運搬具及び工具器具備品	44,171	そ の 他	19,591
土 地	33,454	II 固定負債	109,159
建 設 仮 勘 定	46,123	社 債	31,000
そ の 他	147	長 期 借 入 金	58,503
(2) 無形固定資産	2,089	再評価に係る繰延税金負債	3,787
(3) 投資その他の資産	36,694	役 員 株 式 紙 付 引 当 金	492
投 資 有 価 証 券	22,475	退 職 紙 付 に 係 る 負 債	1,246
繰 延 税 金 資 産	3,459	そ の 他	14,129
退 職 紙 付 に 係 る 資 産	7,667	(純資産の部)	172,121
そ の 他	7,334	I 株主資本	157,233
貸 倒 引 当 金	△4,242	資 本 金	30,449
資 産 合 計	660,127	資 本 剰 余 金	18,386
		利 益 剰 余 金	111,155
		自 己 株 式	△2,759
		II その他の包括利益累計額	14,828
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,007
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	13
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,869
		為 替 換 算 調 整 勘 定	3,510
		退 職 紙 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2,426
		III 非支配株主持分	60
		負債純資産合計	660,127

連結損益計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目						金額
I 売 完成のその他	上 原価	高 工事の売上	高 事の高			703,077 24,414 <hr/> 727,491
II 売 完成のその他	上 原価	高 工事の売上	高 原原	価		658,920 20,989 <hr/> 679,909
III 販売費及び一般管理費	上 総利	高 工事の売上	高 総利	益		44,156 3,424 <hr/> 47,581 25,884 <hr/> 21,697
IV 営業外収益	受取の	外 取 配 当	利 利	息 金		417 342 <hr/> 987
V 営業外費用	支持分法による替	外 費 用	利 利	失 息		2,357 554 530 <hr/> 3,845
	の 経常	支 払 よる投 資 損	利 利	損 損		403 <hr/> 18,839
VI 特別利益	固定資産の	利 益	売 却	却 益		55 1,256 <hr/> 1,313
VII 特別損失	減 固定資産の	損 失	損 除	却 失		541 315 28 <hr/> 885
	税金等調整前当期純利益	法人税、住民税及び事業税	税額			6,188 611 <hr/> 19,267
	当期純利益	法人税等調整額				6,800 <hr/> 12,467
	非支配株主に帰属する当期純利益					7 <hr/> 12,460
	親会社株主に帰属する当期純利益					

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己 株 式					
当 期 首 残 高	30,449	18,386	108,948	△773		157,011			
当 期 変 動 額									
剩 余 金 の 配 当			△10,252			△10,252			
親会社株主に帰属する当期純利益			12,460			12,460			
土地再評価差額金取崩額			△0			△0			
自己株式の取得				△2,000		△2,000			
自己株式の処分					13	13			
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	2,207	△1,986		221			
当 期 末 残 高	30,449	18,386	111,155	△2,759		157,233			
その他の包括利益累計額									
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰 へ 損 益	延 ジ 益	土 再 評 価 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	非支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	6,268	23	3,977	3,114	2,613	15,996	55		173,064
当 期 変 動 額									
剩 余 金 の 配 当									△10,252
親会社株主に帰属する当期純利益									12,460
土地再評価差額金取崩額									△0
自己株式の取得									△2,000
自己株式の処分									13
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△1,260	△9	△107	396	△186	△1,168	4		△1,163
当 期 変 動 額 合 計	△1,260	△9	△107	396	△186	△1,168	4		△942
当 期 末 残 高	5,007	13	3,869	3,510	2,426	14,828	60		172,121

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

五洋建設株式会社
取締役会御中

2025年5月16日

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中川政人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大石晃一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、五洋建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、五洋建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸 借 対 照 表
(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目 (資産の部)	金額	科 目 (負債の部)	金額
I 流動資産	609,931	I 流動負債	466,370
現金預金	461,991	工事未払金	367,355
電子記録債権	51,195	短期借入金	145,779
完成工事未収入金	3,027	コマーシャル・ペーパー	55,361
未成工事支出金	343,943	1年内償還予定の社債	9,961
棚卸不動産	15,770	未払法人税等	10,000
材料貯蔵品	435	未払法人税等	2,617
短期貸付金	1,280	未成工事受入金	1,738
未収入金	3,840	預り完成工事補償引当金	28,537
その他の	36,819	賞与引当金	98,721
貸倒引当金	6,611	工事損失引当金	1,239
	△932	その他の	2,999
II 固定資産	147,940	II 固定負債	5,623
(1) 有形固定資産	84,096	社債	4,775
建物・構築物	11,982	長期借入金	99,014
機械・運搬器具	7,603	再評価に係る繰延税金負債	31,000
工具器具・備	3,770	退職給付引当金	49,032
土地	31,475	役員株式給付引当金	3,787
リース資産	167	その他の	750
建設仮勘定	29,095	(純資産の部)	492
(2) 無形固定資産	1,378	I 株主資本	13,952
(3) 投資その他の資産	62,465	(1) 資本	143,561
投資有価証券	17,836	(2) 資本	134,665
関係会社株式	17,523	その他	30,449
関係会社長期貸付金	15,850	(3) 利益	18,386
破産更生債権等	4	その他	12,379
長期前払費用	33	(4) 利益	6,007
繰延税金資産	4,045	自 己 株 式	88,588
その他の	11,417	II 評価・換算差額等	88,588
貸倒引当金	△4,245	(1) その他有価証券評価差額金	57
資産合計	609,931	(2) 繰延ヘッジ損益	65,000
		(3) 土地再評価差額金	23,530
			△2,759
			8,895
			5,007
			18
			3,869
		負債純資産合計	609,931

損益計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 売 上 高	
完 成 工 事 高	668,769
そ の 他 の 売 上 高	299
	<u>669,068</u>
II 売 上 原 価	
完 成 工 事 原 価	626,551
そ の 他 の 売 上 原 価	149
	<u>626,700</u>
売 上 総 利 益	
完 成 工 事 総 利 益	42,217
そ の 他 の 売 上 総 利 益	149
	<u>42,367</u>
III 販売費及び一般管理費	
営 業 利 益	<u>23,571</u>
	<u>18,795</u>
IV 営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,265
そ の 他	204
	<u>2,469</u>
V 営 業 外 費 用	
支 払 利 息 額	2,355
貸 倒 引 当 金 繰 入	484
為 替 差 損	631
そ の 他	398
	<u>3,869</u>
経 常 利 益	<u>17,396</u>
VI 特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,256
そ の 他	49
	<u>1,305</u>
VII 特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	308
関 係 会 社 株 式 評 価 損	2,182
そ の 他	27
	<u>2,518</u>
税 引 前 当 期 純 利 益	<u>16,183</u>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,799
法 人 税 等 調 整 額	564
当 期 純 利 益	<u>5,364</u>
	<u>10,819</u>

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

資本金	株 主 資 本									
	資本剰余金			利益剰余金				利 益 剰余金 合 計	自 己 株 式	株 主 本 計
	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	30,449	12,379	6,007	18,386	63	60,000	27,957	88,021	△773	136,085
当 期 変 動 額										
剩 余 金 の 配 当							△10,252	△10,252		△10,252
固定資産圧縮積立金の取崩				△6			6	—		—
別途積立金の積立					5,000	△5,000	—	—		—
当 期 純 利 益							10,819	10,819		10,819
土地再評価差額金の取崩							△0	△0		△0
自己株式の取得									△2,000	△2,000
自己株式の処分									13	13
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△6	5,000	△4,427	566	△1,986	△1,419
当 期 末 残 高	30,449	12,379	6,007	18,386	57	65,000	23,530	88,588	△2,759	134,665

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 產 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ヅ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	6,269	23	3,977	10,269	146,354
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当					△10,252
固定資産圧縮積立金の取崩					—
別途積立金の積立					—
当 期 純 利 益					10,819
土地再評価差額金の取崩					△0
自己株式の取得					△2,000
自己株式の処分					13
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,261	△5	△107	△1,374	△1,374
当 期 変 動 額 合 計	△1,261	△5	△107	△1,374	△2,793
当 期 末 残 高	5,007	18	3,869	8,895	143,561

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

五洋建設株式会社
取締役会御中

2025年5月16日

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中川政人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大石晃一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、五洋建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、グループ経営会議に出席して事業の報告を受けるとともに、主要な子会社に赴き、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また総合監査部と定期的に会議を実施し、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、期中レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに会計監査人の評価・選定に係る相当性に関して検証しました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

五洋建設株式会社 監査役会

常勤監査役 稲 富 路 生 ㊞

常勤監査役 竹 林 久 ㊞

常勤監査役 米 澤 伸 明 ㊞

常勤監査役 古 賀 直 人 ㊞

(注) 常勤監査役竹林久、常勤監査役米澤伸明及び常勤監査役古賀直人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

総会会場図



五洋建設 当社本店 11階会議室

東京都文京区後楽二丁目2番8号
TEL 03-3816-7111 (代表)



交通のご案内

J R 総武線

東京メトロ東西線

東京メトロ有楽町線

東京メトロ南北線

都営大江戸線

飯田橋駅

東 □

A 3 出 口

B 1 出 口

B 1 出 口

C 2 ・ C 3 出 口

改札を出て左折 ⇒ 歩道橋へ

出口を出て直進 ⇒ 歩道橋へ

出口を出て左折 ⇒ 横断歩道を渡って歩道橋へ

出口を出て左折 ⇒ 横断歩道を渡って歩道橋へ

C 2 出口を出て右折 ⇒ 交番前を右へ



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。